

行政書士法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者）</p> <p>第二十条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手續は、次の各号に定める手続とする。</p> <p>一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車であつて、同条に規定する登録を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時に行う場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）附則第二項の規定により同法第四条の規定が適用されない場合にあつては、口に掲げる申請）の手続（イに掲げる申請の手続にあつては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第二条第二項の規定による同規則第一条第一項の申請書に記載すべき事項の入力に係る部分に限る。）とする。</p> <p>イ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書に規定する申請</p> <p>ロ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規登録</p>	<p>（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者）</p> <p>第二十条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手續は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車であつて、同条に規定する登録を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時に行う場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）附則第二項の規定により同法第四条の規定が適用されない場合にあつては、第二号に掲げる申請）の手続（第一号に掲げる申請の手続にあつては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第二条第二項の規定による同規則第一条第一項の申請書に記載すべき事項の入力に係る部分に限る。）とする。</p> <p>一 自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書に規定する申請</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規登録</p>

する新規検査の申請

二 道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続

2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会とする。

一 前項第一号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会

二 前項第二号の手続については一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

検査の申請